

情報提供

那医発第 44 号
令和 7 年 4 月 22 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「疑義解釈資料の送付について（その 23）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 70 号

令和 7 年 4 月 16 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



疑義解釈資料の送付について（その 23）

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、疑義解釈資料の送付について（その 23）の通知となっております。

令和 6 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、沖縄県医師会報令和 6 年 4 月号付録 12 ページ等により、逐次ご連絡申し上げているところです。

厚生労働省より、令和 6 年度診療報酬改定に関する Q&A「疑義解釈資料の送付について（その 23）」が発出されたとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 6 年度 診療報酬改定に関する情報」への掲載が予定されておりますことを申し添えます。

記

● 疑義解釈資料の送付について（その 23）

（令和 7 年 4 月 10 日（日医発第 123 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第123号（保険）
令和 7 年 4 月 10 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

疑義解釈資料の送付について（その23）

令和6年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和6年3月7日付け（日医発第2149号（保険））「令和6年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、令和6年度診療報酬改定に関するQ&A「疑義解釈資料の送付について（その23）」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和6年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載を予定しております。

また、疑義解釈資料の送付について（その22）につきましては、歯科のみの内容であったため、送付しておりませんことを申し添えいたします。

<添付資料>

疑義解釈資料の送付について（その23）

（令7.4.9 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 9 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 23）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 57 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）等により、令和 6 年 6 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 及び別添 2 のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添 1)

医科診療報酬点数表関係

【処置及び手術の休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1】

問 1 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則第 5 号及び第 10 部手術の通則第 12 号に掲げる休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準 7 (2) のエに、「夜勤時間帯において、緊急手術を行った医師 (術者及び全ての助手をいう。) について、翌日の予定手術を行う場合は、6 (2) のアにおける当直等を行っている者として数える」とあり、7 (3) には「緊急呼出し当番以外の医師が夜勤時間帯において手術を行っていても、6 (2) のアにおける当直等を行っている者としては数えない」とあるが、7 (2) 及び 7 (3) を満たすことで、当該加算を届け出ようとする医療機関において、6 (3) の適用にあたり、どのように考えればよいか。

(答) 7 (2) 及び 7 (3) のいずれの施設基準も満たす必要があるため、7 (2) に沿って、翌日の予定手術を行う場合は、夜勤時間帯において緊急手術を行った医師について、6 (2) のアにおける当直等を行っている者として数える。

なお、令和 6 年 3 月 31 日時点で休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の届出を行っている保険医療機関については、令和 8 年 5 月 31 日までの間に限り、7 (1)、7 (2) 又は 7 (3) のいずれかの施設基準を満たせばよい。(問 2 及び問 3 についても同様。)

問 2 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則第 5 号及び第 10 部手術の通則第 12 号に掲げる休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準 7 (3) に、「休日等において、当該診療科に 1 名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いていること。」とあるが、7 (1) の交代勤務制を導入する場合、夜勤時間帯に行われる診療について、夜勤を行う医師とは別に、7 (3) に規定する緊急呼出し当番を担う医師を置く必要があるか。

(答) 必要ない。

問 3 医科点数表第 2 章第 9 部処置の通則第 5 号及び第 10 部手術の通則第 12 号に掲げる休日加算 1、時間外加算 1 及び深夜加算 1 の施設基準 7 (3) に、「休日等において、当該診療科に 1 名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いていること。」とあるが、7 (2) のチーム制を導入する場合、7 (2) のアに規定される緊急呼出し当番を担う医師とは別に、7 (3) に規定する緊急呼出し当番を担う医師を置く必要があるか。

(答) 必要ない。

(別添2)

歯科診療報酬点数表関係

【処置及び手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1】

問1 歯科点数表第2章第8部処置の通則第6号及び第9部手術の通則第9号に掲げる休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準7(2)のエに、「夜勤時間帯において、緊急手術を行った医師(術者及び全ての助手をいう。)について、翌日の予定手術を行う場合は、6(2)のアにおける当直等を行っている者として数える」とあり、7(3)には「緊急呼出し当番以外の医師が夜勤時間帯において手術を行っていても、6(2)のアにおける当直等を行っている者としては数えない」とあるが、7(2)及び7(3)を満たすことで、当該加算を届け出ようとする医療機関において、6(3)の適用にあたり、どのように考えればよいか。

(答) 7(2)及び7(3)のいずれの施設基準も満たす必要があるため、7(2)に沿って、翌日の予定手術を行う場合は、夜勤時間帯において緊急手術を行った歯科医師について、6(2)のアにおける当直等を行っている者として数える。

なお、令和6年3月31日時点で休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の届出を行っている保険医療機関については、令和8年5月31日までの間に限り、7(1)、7(2)又は7(3)のいずれかの施設基準を満たせばよい。(問2及び問3についても同様。)

問2 歯科点数表第2章第8部処置の通則第6号及び第9部手術の通則第9号に掲げる休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準7(3)に、「休日等において、当該診療科に1名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いていること。」とあるが、7(1)の交代勤務制を導入する場合、夜勤時間帯に行われる診療について、夜勤を行う歯科医師は別に、7(3)に規定する緊急呼出し当番を担う歯科医師を置く必要があるか。

(答) 必要ない。

問3 歯科点数表第2章第8部処置の通則第6号及び第9部手術の通則第9号に掲げる休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準7(3)に、「休日等において、当該診療科に1名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いていること。」とあるが、7(2)のチーム制を導入する場合、7(2)のアに規定される緊急呼出し当番を担う歯科医師とは別に、7(3)に規定する緊急呼出し当番を担う歯科医師を置く必要があるか。

(答) 必要ない。